

○総務省令第五十一号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年五月二十一日

総務大臣 鳩山 邦夫

第一種指定電気通信設備接続会計規則及び接続料規則の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続会計規則の一部改正）

第一条 第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 「一般第一種指定設備」とは、接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）第四条の表六の二の項のうち一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能、関門交換機接続ルーティング伝送機能及び表六の三の項の機能（以下別表第一及び別表第二において「

一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能等」という。)に係る設備並びにSIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能に係る設備をいう。

六 「特別第一種指定設備」とは、一般第一種指定設備以外の第一種指定電気通信設備をいう。

第五条第二項中「(平成十二年郵政省令第六十四号)」を削る。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一〔第2条・第6条・第7条・第8条〕

勘 定 科 目 表
資 産

科 目	款 (原価部門)	項
1 電気通信事業固定資産 (1) 有形固定資産	第一種指定設備管理部門	1 一般第一種指定設備 一般第一種指定收容ルータ (一般收容ルータ接続ルーティング伝送機能に係るものに限る。)

一般第一種指定中継ルータ

S I Pサーバ

ゲートウェイルータ

メディアアゲートウェイ

一般第一種指定收容ルータ（一般收容ルータ接続ルータインング伝送機能に係るものを除く。）

網終端装置（I P—V P Nサービスに係るもの）

網終端装置（インターネット接続サービスに係るもの）

收容イーサネットスイッチ

中継イーサネットスイッチ

ゲートウェイスイッチ

伝送路

(何)

2 特別第一種指定設備

端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)

主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)

端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)

主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)

公衆電話設備

端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもの)

端末系交換設備 (主として音声伝送役務の提供に用いられるもののうち、加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの)

端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）

端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）

端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

れるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの)

中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）

中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）

中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもののうち、ルーティング伝送機能に係るもの）

信号網設備

番号案内データベース及び番号案内設備

手動交換設備

折返し通信路設定機能に係る設備

専用加入者線装置モジュール	
専用加入者線装置モジュールのうち、光信号電気信号変換機能に係るもの	
専用線ノード装置	
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	
呼関連データベース	
(何)	
建物	
土地	
構築物	

第一種指定設備利用部門	
機械設備	機械及び装置
建設仮勘定	車両及び船舶
空中線設備	工具、器具及び備品
通信衛星設備	休止設備
端末設備	建設仮勘定
市内線路設備	機械設備
市外線路設備	空中線設備
土木設備	通信衛星設備
海底線設備	端末設備

		建物
		土地
		構築物
		車両及び船舶
		機械及び装置
		工具、器具及び備品
		休止設備
		建設仮勘定
	支援設備 (補助部門)	電力設備
		監視設備
		試験受付設備
		(何)
全般管理 (補助部門)		共通部門設備

		管理部門設備
(2) 無形固定資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
(3) 投資その他の資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上
2 繰延資産	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	電気通信事業会計規則の科目に従って整理 同上

費用

営業費用

科 目	款 (原価部門)	項
営業費	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 契約管理 料金収納

		広報・広告 役務販売 (何)
運用費	第一種指定設備管理部門	番号案内 手動接続通話 電報運用 (何)
	第一種指定設備利用部門	(何)
施設保全費	第一種指定設備管理部門	(何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料 (何) 設備保守 (何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料
	第一種指定設備利用部門	(何) 設備ソフト作成・使用料 通信設備外ソフト作成・使用料

	支援設備 (補助部門)	電力設備 監視設備 試験受付 (何)
共通費	全般管理 (補助部門)	資材 研修 医療 一般共通
管理費	全般管理 (補助部門)	ネットワーク関連部門 サービス関連部門 一般管理部門
試験研究費及び研究費償却	第一種指定設備管理部門	インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術

	<p>第一種指定設備利用部門</p>	<p>インフラ系応用技術 インフラ系基礎技術 ユーザー系応用技術 ユーザー系基礎技術 宅内系応用技術 純粹基礎技術</p>
<p>減価償却費</p>	<p>第一種指定設備管理部門</p>	<p>(何) 設備 建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備</p>

	第一種指定設備利用部門	(何) 設備
	支援設備 (補助部門)	建物 構築物 機械及び装置 車両及び船舶 工具、器具及び備品 休止設備 電力設備 監視設備 試験受付 (何)
	全般管理 (補助部門)	共通部門設備 管理部門設備

固定資産除却費	減価償却に倣う	
通信設備使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料
租税公課	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	国税 地方税 道路占用料 (何) 国税 地方税 道路占用料 (何)
振替網使用料	第一種指定設備管理部門 第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料 (何) 設備使用料

収 益

営 業 収 益

科 目	款 (原価部門)	項
受取網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に応じた項を規定する。
振替網使用料	第一種指定設備管理部門	事業者の接続形態に準じた項を規定する。
	第一種指定設備利用部門	(何) 設備使用料
接続装置使用料	第一種指定設備管理部門	装置の種別ごとに項を設ける。
網改造料	第一種指定設備管理部門	改造対象設備の種別ごとに項を設ける。
役務収入	第一種指定設備利用部門	(何)

(注)

- 1 メディアアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。
- 2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

3 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するイーサネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるイーサネットスイッチをいう。

別表第二 [第6条・第8条]

接続会計財務諸表様式

様式第1

損益計算書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

I 接続損益の部

(1) 営業収益

1 受取網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 振替網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

接続営業利益（又は接続営業損失）

II 接続関連損益の部

(1) 営業収益

1 接続装置使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

2 網改造料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの
イ ア以外のもの

(2) 営業費用

接続関連営業利益（又は接続関連営業損失）

会計単位名 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

(1) 営業収益

1 役員収入

2 振替網使用料

(2) 営業費用

1 営業費用

2 振替網使用料

ア 一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能等に係るもの

イ ア以外のもの

(ア) 接続料規則第4条に規定する機能に係るもの

(イ) (ア)以外のもの

第一種指定設備利用部門営業利益（又は第一種指定設備利用部門営業損失）

（記載上の注意）

次の事項を注記すること。

第一種指定設備管理部門「1 接続損益の部 (1)営業収益 2 振替網使用料」に関し、認可接続約款等以外の提供分についての振替額

様式第2

使用平均資本及び資本報酬計算書

会計单位名称 第一種指定設備管理部門

(単位 円)

期首残高 期末残高 首末平均残高

1	電気通信事業固定資産	×××	×××	×××
	(再掲 第一種指定電気通信設備)	×××	×××	×××
2	投資その他の資産	×××	×××	×××
3	繰延資産	×××	×××	×××
4	運転資本	—	—	×××
5	過年度の料金算定に従った資本額の調整 使用平均資本額			<u>×××</u>
6	営業利益			×××
7	過年度の料金算定に従った報酬額の調整 資本報酬額			<u>×××</u>
	使用平均資本報酬率			<u>××%</u>
	設定報酬率			<u>××%</u>

会計単位名 第一種指定設備利用部門

(単位 円)

	期首残高	期末残高	首末平均残高
1 電気通信事業固定資産	××××	××××	××××
2 投資その他の資産	××××	××××	××××
3 繰延資産	×××	×××	×××
4 運転資本	—	—	×××
使用平均資本額			<u>×××</u>
営業利益			<u>×××</u>

固定資産帰属明細表

(単位 円)

合計	サービス活動	(何)	指定外電気通信設備	第一種指定設備利用部門計	うち光信号中継伝送機能に係るもの	(何)	呼関連テータース	専用線ノード装置 専用線ノード装置 専用線ノード装置又は相互接続点伝送路	専用加入者線装置モジュール	専用線ノード装置	うち光信号電気信号変換機能に係るもの	専用加入者線装置モジュール	折返し通信路設定機能に係る設備	手動交換設備	番号案内テータース及び番号案内設備	信号網設備	うちルーターイング伝送機能に係るもの	中継系交換設備 (主としてテータース伝送業務の提供に用いられるもの)	中継系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	うちルーターイング伝送機能に係るもの	端末系交換設備 (主としてテータース伝送業務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	うちルーターイング伝送機能に係るもの	端末系交換設備 (主としてテータース伝送業務の提供に用いられるもの)	端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	うち加入者交換機接続用伝送装置利用機能に係るもの	端末系交換設備 (主として音声伝送業務の提供に用いられるもの)	公衆電話設備	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)	主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)	特別第一種指定設備	第一種指定設備	第二種指定設備管理部門計
----	--------	-----	-----------	--------------	------------------	-----	----------	--	---------------	----------	--------------------	---------------	-----------------	--------	-------------------	-------	--------------------	------------------------------------	---------------------------------	--------------------	------------------------------------	---------------------------------	--------------------	------------------------------------	---------------------------------	--------------------------	---------------------------------	--------	--------------------	----------------------	---------------------	-----------------------	-----------	---------	--------------

	(何)	取得価額																				
		減価償却累計額	帳簿価額																			
空中線設備	取得価額																					
	減価償却累計額																					
	帳簿価額																					
通信衛星設備	取得価額																					
	減価償却累計額																					
	帳簿価額																					
端末設備	取得価額																					
	減価償却累計額																					
	帳簿価額																					
線路設備	市内線路設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
	市外線路設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
	土木設備	取得価額																				
		減価償却累計額																				
帳簿価額																						
海底線設備	取得価額																					
	減価償却累計額																					
	帳簿価額																					
建物	取得価額																					
	減価償却累計額																					
	帳簿価額																					

固定資産帰属明細表（一般第一種指定設備再掲）

（単位 円）

合計										
(何)										
伝送路										
グートウェアスイッチ										
中継インターネットスイッチ										
収容インターネットスイッチ										
網終端装置（インターネット接続サージスに係るもの）										
網終端装置（IPVPNサージスに係るもの）										
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータイング伝送機能に係るものを除く。）										
メダイグートウェイ										
グートウェアルータ										
SIPサーバ										
一般第一種指定中継ルータ										
一般第一種指定収容ルータ（一般収容ルータ接続ルータイング伝送機能に係るものに限る。）										
一般第一種指定設備計										

- 2 メディアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。
- 3 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。
- 4 ゲートウェイスイッチとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するインターネットスイッチと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるインターネットスイッチをいう。

3 第8条第2項に規定する基準は、原則として次のとおりとする。

支援設備

電力設備

試験受付

監視設備

全般管理

共通

仕様電力値比
故障件数比
監視対応件数比

資材（販売用のものを除く。）

保管、荷役、輸配送

資材共通

研修（サービスマン関連のものを除く。）

設備

共通

医療（職員の健康管理に関するもの）

一般共通

当年度取得固定資産価額比
当年度取得固定資産価額比

関連部門の稼働人員数比

稼働人員数比

稼働人員数比

支出額比

経理（仕訳レコード数により設備関連のものを抽出）

総務、厚生、人事等

管理（サービスマン関連部門を除く。）

ネットワーク関連

一般管理（電気通信設備の管理運営に関連するもの）

支出額比

取得固定資産価額比

支出額比

4 この表に掲げた項目に計上すべき金額がない場合は、当該項目を省略した様式により作成することができる。

設 備 区 分 別 費 用 明 細 表 (一般第一種指定設備再掲)

(単位 円)														
合計	(何)	伝送路	ゲートウェイスイッチ	中継イーサネットスイッチ	収容イーサネットスイッチ	網終端装置 (インターネット接続サービスに係るもの)	網終端装置 (IP-VPNサービスに係るもの)	一般第一種指定収容ルータ (一般収容ルータ接続ルータインテリゲンク伝送機能に係るものを除く。)	メディアゲートウェイ	ゲートウェイルータ	SIPサーバ	一般第一種指定中継ルータ	一般第一種指定収容ルータ (一般収容ルータ接続ルータインテリゲンク伝送機能に係るものに限る。)	一般第一種指定設備計

(接続料規則の一部改正)

第二条 接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

3 第四条の表六の二の項(関門交換機接続ルーティング伝送機能に限る。)の機能の接続料は、SIPサーバによりセッション制御を行うための機能に係るものは通信回数を単位として、それ以外の機能に係るものは通信時間を単位として、それぞれ設定するものとする。

第十七条第一項中「六の二の項及び七の項」を「六の二の項(関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。)、六の三の項、七の項及び七の二の項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「単位は」の下に「、第四条の表一の項、三の項から三の三の項まで、六の項及び七の項の機能については」を加え、同項を同条第二項とする。

第十七条の二中「第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る。)」を「前項」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第四条の表一の項(帯域透過端末回線伝送機能に限る。)の機能の接続料は、回線数を単位として設

定するものとする。

別表第六の様式第一第三表の次に次の表を加える。

別表第6 (第19条関係)

様式第1

第4表

通 信 量 記 録			年度分
項目名	数値	単位	
メディアアゲートウェイ		b p s	
ゲートウェイルータ		b p s	
一般第一種指定収容ルータ (一般収容ルータ接続ルータインゾグ伝送機能に係るものを除く。)		b p s	
網終端装置		b p s	

注1 メディアアゲートウェイとは、パケットと音声信号を相互に符号変換する装置をいう。

注2 ゲートウェイルータとは、一般第一種指定電気通信設備に該当するルータと他の電気通信事業者の電気通信設備とを相互に接続するためにこれらの設備の間に設置されるルータをいう。

注3 ゲートウェイルータ及び一般第一種指定収容ルータ (一般収容ルータ接続ルータインゾグ伝送機能に係るものを除く。) については、品質クラス別に区分して記録すること。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。